

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市山本町土地改良区が土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（かんがい排水事業）財田西地区）を行うことについて令和4年7月21日適当と決定した。

その関係書類を三豊市農政部土地改良課において令和4年8月9日から同月29日まで縦覧に供する。

令和4年8月2日

香川県知事 浜 田 恵 造